

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めめるの件

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の規定による改正後の経済産業省設置法第十二条及び第十三条の規定により、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

一 産業保安監督部

名称	位置	管轄区域
北海道産業保安監督部	札幌市	北海道
関東東北産業保安監督部	さいたま市	<p>青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県（電気に関する事務である場合を除く。） 静岡県（電気に関する事務については、熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和三十一年九月二十九日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成二十年十月三十一日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡に限り、ガスに関</p>

	中部近畿産業保安監督部
	名古屋市
<p>する事務については、磐田市、湖西市、浜松市（平成十七年六月三十日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成十七年三月三十一日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	<p>富山県 石川県 福井県 長野県（電気に関する事務である場合に限る。） 岐阜県 静岡県（電気及びガスに関する事務に限り、かつ、電気に関する事務については、熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和三十一年九月二十九日における旧庵原郡内房村の区域を除く。））、伊東市、富士市（平成二十年十月三十一日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除き、ガスに関する事務については、磐田市、湖西市、浜松市（平成十七</p>

九州産業保安監督部	中国四国産業保安監督部	
福岡市	広島市	
島県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島	兵衛県（電気に関する事務である場合に限り、かつ、赤穂市（昭和三十八年九月一日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）に限る。） 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	年六月三十日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成十七年三月三十一日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）に限る。） 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県（電気に関する事務については、赤穂市（昭和三十八年九月一日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）を除く。） 奈良県 和歌山県

二 那覇産業保安監督事務所

名 称	那覇産業保安監督事務所
位 置	那覇市
管 轄 区 域	沖縄県

三 産業保安監督部の支部

名 称	関東東北産業保安監督部 東北支部
位 置	仙台市
管 轄 区 域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県（石炭の生産その他石炭鉱業に関する事務である場合を除き、かつ、けい石及び耐火粘土の生産その他これらの鉱物に係る鉱業に関する事務については、いわき市、白河市（平成十七年十一月六日の合併前の旧西白河郡表郷村、東村及び大信村の区域に限る。）、双葉郡及び西白河郡を除く。） 新潟県（電気に関する事務である場合に限る。） 福井県（電気に関する事務については、小浜市、三方郡、
中部近畿産業保安監督部	大阪市

<p>中国四国産業保安監督部 四国支部</p>	<p>近畿支部</p>
<p>高松市</p>	
<p>徳島県 香川県（電気に関する事務については、小豆郡及び香川郡を除く。） 愛媛県（電気に関する事務については、今治市（平成十七年一月十五日における旧越智郡吉海</p>	<p>大飯郡及び三方上中郡に限る。） 岐阜県（電気に関する事務である場合に限り、かつ、不破郡関ヶ原町（昭和二十九年八月三十一日における旧今須村の区域に限る。）に限る。） 三重県（電気に関する事務に限り、かつ、熊野市（昭和二十九年十一月二日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域以外の区域に限る。）及び南牟婁郡に限る。） 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県（電気に関する事務については、赤穂市（昭和三十八年九月一日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）を除く。） 奈良県 和歌山県</p>

四 産業保安監督署

		<p>町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。)及び越智郡を除く。) 高知県</p>
<p>名 称</p>	<p>北海道産業保安監督部釧路産業保安監督署</p>	<p>管 轄 区 域</p>
	<p>位置</p>	<p>北海道(石炭鉱業及び亜炭鉱業に係る鉱山に関する事務の一部である場合に限り、かつ、釧路市、帯広市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糖郡、河東郡、河西郡、広尾郡、足寄郡、十勝郡、上川郡(新得町及び清水町に限る。))及び中川郡(幕別町、池田町、豊頃町及び本別町に限る。))に限る。)</p>
<p>中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署</p>	<p>富山市</p>	<p>富山県(電気及びガスに関する事務の一部である場合に限る。)) 石川県(電気及びガスに関する事務の一部である場合に限る。)) 福井県(電気に関する事務の一部である</p>

場合に限り、かつ、小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除く。) 岐阜県(電気及びガスに関する事務の一部である場合に限り、かつ、飛驒市(平成十六年一月三十一日における旧吉城郡神岡町及び宮川村(昭和三十一年九月二十九日における旧坂下村の区域に限る。))の区域に限る。)及び郡上市(平成十六年二月二十九日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。)に限る。)

理由

経済産業省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署を経済産業省に設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。